

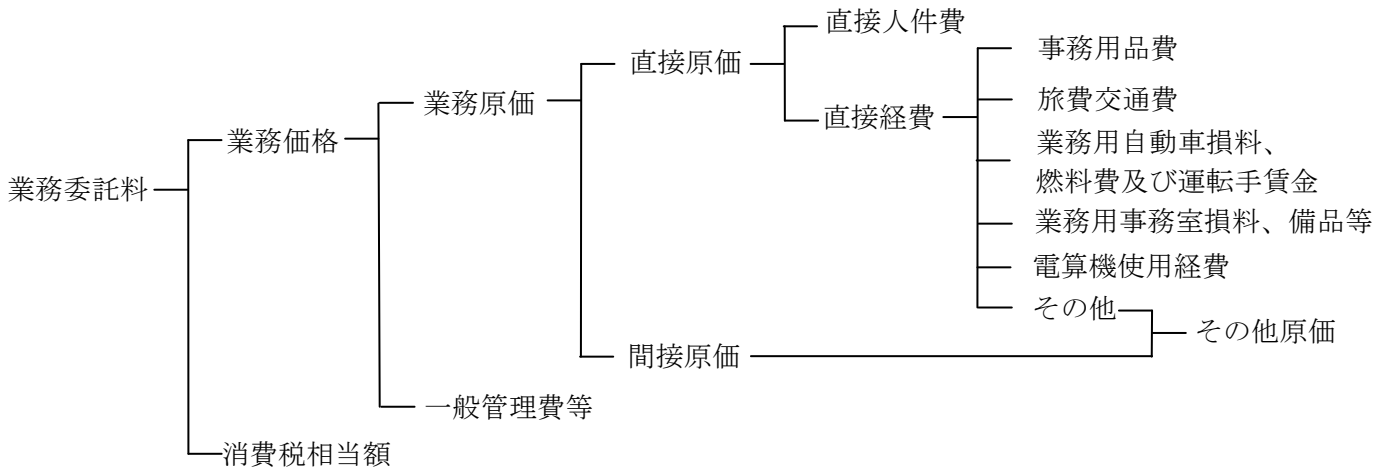
技術審査業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、土木工事（港湾空港関係を除く。）に係る技術審査業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

（ロ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費交通費
- c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金
- d 業務用事務室損料及び備品費等
- e 電算機使用経費 等

（ハ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

（2）各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。

(ロ) 直接経費

事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする

その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次により積算する。

(i) 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.50）とする。

(ii) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

d 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

e 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。

f その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）を参考とする。

4. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり調査職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

(2) 工事発注資料の作成

- ・公告文、入札説明書及び技術資料提出要請書のひな形を電子データで受け取り、これを指定された条件に合うように加工して案を作成する。
- ・総合評価方式のタイプ、競争参加資格要件、技術提案の評価項目等の基本条件については、発注者側が提示する。
- ・契約手続きフローの作成は業務に含まれない。

(3) 技術資料の分析・整理

1) 現地調査

- ・現地調査は主として技術資料の分析・整理のために実施する。
ただし、通常維持工事や交通安全施設工事等の簡易な工事で現地調査の必要がないと判断される場合は、発注者、受注者協議のうえ、取り止めることができるものとする。

2) 技術資料の分析・整理

① 競争参加資格確認・整理

i) 企業同種実績等の確認・整理

- ・各工事入札参加者によって提出された資料に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。
- ・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

ii) 一般競争参加資格等の確認・整理

- ・発注者システムから出力された帳票に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。
- ・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

② 総合評価項目分析・整理

- ・各工事入札参加者の技術提案（又は施工計画）について、個別提案項目毎に分析した結果を一覧表に整理する。
- ・技術提案（又は施工計画）を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ、一覧表に整理する。
- ・根拠資料は、分析結果案作成のために収集した資料（情報）等を含む分析結果作成の根拠となる資料とする。
- ・標準型においては、技術提案の内容に応じて標準歩掛を設定する。
- ・本歩掛は、技術提案の各項目に対する提案数が10以内の場合に適用するものとし、提案数がこれを超える場合は別途検討するものとする。
- ・競争参加資格としての簡易な施工計画及び施工計画（技術的所見）の確認・整理についても本歩掛

を適用する。

i) 技術提案及びその技術提案に対する施工計画

技術提案に係る各項目のいずれか1項目及びその技術提案に対する施工計画を標準とする。

○技術提案に係る項目

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

ii) 施工計画又は技術提案

技術提案に係る各項目のいずれか1項目又は施工計画1項目を標準とする。

○技術提案に係る項目

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

iii) 簡易な施工計画

- ・簡易な施工計画について標準歩掛を設定する。簡易な施工計画については、項目数によらず一定とする。本歩掛は、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）の分析・整理についても適用する。また、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）と技術提案等を共に評価する場合は、技術提案等に係る歩掛と「簡易な施工計画」に係る歩掛を共に計上すること。
- ・評価区分が「適」「否」など2区分の場合に適用することとし、評価区分が3区分以上の場合は、別途考慮すること。

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

iv) 企業の施工実績等評価

- ・企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力（過去の加算点の平均）についてとりまとめ、一覧表に整理する。なお、この他の項目についても整理を行う場合は別途考慮すること。

5. 標準歩掛

(1) 標準歩掛

標準歩掛は、次に示す通りとする。

1) 業務計画

1 業務あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	1. 4	0. 6	0. 7	0. 6	

2) 入札公告・入札説明書の作成

10 工事あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
入札公告・入札説明書の作成		1. 4	1. 4	8. 0	

3) 技術資料提出要請書の作成

10 工事あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
技術資料提出要請書の作成		1. 4	1. 4	8. 0	

4) 現地調査

10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
現地調査/調査結果と りまとめ			6. 6	6. 6	

5) 競争参加資格確認・整理

①企業同種実績等の確認・整理

1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
企業同種実績/技術者 同種実績等		0. 4	0. 7	1. 3	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

②一般競争参加資格等の確認・整理

1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
一般競争参加資格/予 決令第70条、71条/会社 更生法等/指名停止/排 除要請/本店等		0. 1	0. 2	0. 5	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

6) 総合評価項目分析・整理

①技術提案及びその技術提案に対する施工計画

1 項目、1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
技術提案及びその技術 提案に対する施工計画		1. 0 (0. 6)	1. 4 (0. 9)	2. 5 (1. 6)	

※2 人以上が参加する場合は、2 者目以降 1 者、10 工事あたりにつき括弧内の歩掛を加える

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は 1.25 を乗じる

※1 工事における技術提案の 1 項目に対する平均提案数が 5 を超える場合は 1.8 を乗じる

②施工計画又は技術提案

1 項目、1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
施工計画又は技術提案		0. 9 (0. 5)	1. 1 (0. 5)	1. 9 (1. 0)	

※2 人以上が参加する場合は、2 者目以降 1 者、10 工事あたりにつき括弧内の歩掛を加える

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は 1.25 を乗じる

※1 工事における技術提案の 1 項目に対する平均提案数が 5 を超える場合は 2.0 を乗じる

③簡易な施工計画

1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
簡易な施工計画		0. 7 (0. 3)	1. 2 (0. 6)	2. 1 (1. 1)	

※2 人以上が参加する場合は、2 者目以降 1 者、10 工事あたりにつき括弧内の歩掛を加える

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は 1.25 を乗じる

④企業の施工実績等評価

1 者、10 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
企業成績・表彰/配置予 定技術者成績・表彰/ 過去の加算点			0. 1	0. 2	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

(2) 打合せ

1) 業務全体計画等に関する打合せ

1 回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着 手 時	0. 5			0. 5	
中 間 時	0. 5			0. 5	
業務完了時	0. 5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

2) 審査対象工事毎の打合せ

対象工事 1 件あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打 合 せ	0. 5				対象工事毎の打合せを行う場合に計上

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 1 工事あたり、1 回を標準とする。